

# 人事労務だより

2024

3

## トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 送検
- 監督指導動向
- 実務に役立つQ & A
- 身近な労働法の解説  
—労働契約の内容の理解の促進—
- 今月の実務チェックポイント
- 助成金情報
- 今月の業務スケジュール



## 最新・行政の動き

### 育児期残業免除 小学校就学前まで延長 子の看護休暇も拡大対象 来年4月に施行へ

厚生労働省は1月30日、育児に伴う残業免除期間の延長などを盛り込んだ育児・介護休業法などの改正法案要綱を労働政策審議会に示し、「おおむね妥当」との答申を得られました。

改正案要綱では、子を養育する労働者が請求した場合に、事業主が所定労働時間を超えて労働させてはならない労働者の範囲を、現行の「3歳に満たない子を養育する労働者」から「**小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者**」へ拡大するとしました。勤続1年未満や、所定労働日数が週2日以下の労働者に対しては、引き続き、労使協定で適用を除外できます。

子の看護休暇制度については、感染症に伴う学級閉鎖や、子の行事参加にも利用できるようにするとともに、請求できる期間を小学校3年生修了時まで延長します。対象となる行事は改正省令で示す予定としており、子の入園式や卒園式、入学式などが盛り込まれる方向です。労使協定によって勤続6カ月未満の労働者への適用を除外できる仕組みは廃止します。取得理由の拡大を踏まえ、制度の名称は「子の看護等休暇」に変更します。

いずれも**施行予定日は来年4月1日**。今通常国会に改正法案を提出する方針です。

西田社会保険労務士事務所 西田 明弘

〒184-0004 東京都小金井市本町 5-10-18-1101 電話：080-4481-0642

e-mail : [akihironishi@icloud.com](mailto:akihironishi@icloud.com) HP : <https://nishida-sr.com/>

## ニュース

### 見込みも届出必要に 社保適用拡大でQ&A 厚労省

厚生労働省は10月に控える短時間労働者に対する社会保険適用拡大に関するQ&Aをまとめました。事業所の新規適用時や合併時に、厚生年金保険の被保険者の総数が**50人を超える見込みがある場合は、50人を超えた実績がなくても**、特定適用事業所該当届の提出が必要としています。該当年月日は50人を超えると見込まれた事実の発生日としました。50人超の要件は、12カ月のうち、**6カ月以上50人を超えることが見込まれるかどうか**で判断します。

現行制度では、所定労働時間・労働日数が通常の労働者の4分の3以上に満たない場合であっても、週所定労働時間20時間以上、所定内賃金月額8万8000円以上、被保険者数100人超の企業——などの要件を満たすとき、社会保険を適用しています。10月の適用拡大は企業規模要件を100人超から50人超に緩和するものです。

雇用時には所定内賃金月額が8万8000円以下だった労働者が、遡及する給与改定によって**8万8000円を超えた場合は**、給与改定日から社会保険を適用します。業務の都合によって恒常的に労働時間が増加したケースでは、**連続する2カ月間要件を満たし、引き続き同様の状態が見込まれる場合に**、3月目の初日に被保険者資格を取得するとしています。

### 今月の業務スケジュール

労務・経理	慣例・行事
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月分の社会保険料の納付</li> <li>● 2月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付</li> <li>● 前年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）</li> <li>● 贈与税の申告・納付（2月1日から3月15日まで）</li> <li>● 36協定の更新・届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 春の全国火災予防運動</li> <li>● 入社式の準備</li> </ul> 